

陳 情 書 等

件 名

宇治市営駐輪場指定管理者における遺失物管理体制
の適正化および市の監督責任に関する陳情書

宇治市議会議長様

前田 清宣

【陳情書】

宇治市営駐輪場指定管理者における遺失物管理体制の適正化
および市の監督責任に関する陳情書

【陳情の趣旨】

宇治市営駐輪場の指定管理者である「公益社団法人宇治市シルバー人材センター」に対し、遺失物法に基づいた適切な「遺失物（落とし物）管理簿」の作成および運用を徹底させること。

また、当該指定管理者の違法かつ不適切な管理体制および「今後も管理簿を作成しない」とする方針を、口頭指導のみで事実上容認している「都市整備部交通政策課」に対し、文書による厳格な是正指導・行政指導を行わせることを求めます。

【陳情の理由】

1. 法令遵守（遺失物法）の欠如

不特定多数の市民が利用する市営駐輪場において、鍵、財布、自転車等の遺失物（拾得物）が発生することは当然に予見されます。遺失物法第4条に基づき、施設の占有者は拾得物を適切に管理し、警察署長等へ提出する法定義務があります。

客観的な「管理簿」を一切作成しない体制は、遺失物の紛失や横領、あるいは還付ミス
の温床となり、市民の財産保護の観点から極めて不適切です。

2. 指定管理業務基本協定への違反疑い

宇治市と指定管理者の間で締結されている「指定管理業務基本協定書」には、当然に「法令等の遵守」や「業務に関する帳簿・書類の整備および保存」が義務付けられているはず
です。

「今後も管理簿を作成しない」という指定管理者の明言は、協定に定められた「善管注意義務」および適切な管理運営義務に対する重大な違反行為に該当します。

3. 宇治市交通政策課の監督不作為（行政の怠慢）

本事案に対し、市民より市へ「是正要求書」が提出されたにもかかわらず、担当課（勝浦課長）は指定管理者に対して文書による正式な改善命令や是正指導を行っていません。情報公開請求によって開示された公文書（部分公開決定通知書）には、「指定管理者は管理簿を作成していない、今後も作成しない」という指定管理者側の不法な拒絶文言がそのまま追認・記録されているのみです。口頭でのやり取りにとどめ、実効性のある文書指導を怠っている市の対応は、市民の権利と法的秩序を軽視する「行政の不作為」と言わざるを得ません。

以上のことから、市民が安心して市営駐輪場を利用できるよう、議会におかれましては本件を厳しく審査し、宇治市および指定管理者に対して速やかな是正措置を講じさせるよう陳情いたします。

添付： 公文書部分公開決定通知書（8宇都交第88号）